

札幌ドーム条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌ドーム条例の一部を改正する条例

札幌ドーム条例(平成11年条例第36号)の一部を次のように改正する。

(1) 別表1中

| | | |
|-------------------------------|---|--|
| 午前10時から午後6時まで 午前9時から午後6時まで | を | (1) 展望のために入場する場合 午前10時から午後5時まで (2) コンサート、展示会その他の催物の場として専用利用する場合 午前7時から午後12時まで (1) 5月1日から9月30日まで 午前9時から午後6時まで (2) 10月1日から10月31日まで 午前9時から午後5時まで |
|-------------------------------|---|--|

に改める。

(2) 別表2 1 クローズドアリーナ、オープンアリーナ及び諸室の表中

8,000,000円(入場者が2万人を超える場合は、8,000,000円に当該超える入場者1人につき400円を加算した額)

7,700,000円(入場者が2万人を超える場合は、7,700,000円に当該超える入場者1人につき385円を加算した額)と、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地

| | | |
|---|---|--|
| | | 方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 83 に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額の合計額（以下「消費税相当額」という。）を合算した額 |
| 4,500,000 円 | | 4,400,000 円と消費税相当額を合算した額 |
| 4,500,000 円にスタンドの利用面積 1 平方メートルまでごとにつき 310 円を加算した額 | を | 4,400,000 円にスタンドの利用面積 1 平方メートルまでごとにつき 300 円を加算した額と消費税相当額を合算した額 |
| 2,900,000 円 | | 2,800,000 円と消費税相当額を合算した額 |
| 230,000 円 | | 220,000 円と消費税相当額を合算した額 |
| 220,000 円 | | 210,000 円と消費税相当額を合算した額 |
| 210,000 円 | | 200,000 円と消費税相当額を合算した額 |
| 70,000 円 | | 70,000 円と消費税相当額を合算した額 |
| 80,000 円 | | 80,000 円と消費税相当額を合算した額 |

改め、同表備考 2 中「8,000,000 円」を「7,700,000 円と消費税相当額を合算した額」に改め、別表 2 2 駐車場及び展望台の表中

| | | | |
|--------------------------|------------|-----------------|----------------------|
| スポーツ、展示会その他催物の場として利用する場合 | 1 日につき | 50 平方メートル | 10,000 円 |
| | | 50 平方メートルを超える部分 | 10 平方メートルにつき 2,000 円 |
| 展望台 | 1 人 1 回につき | | 500 円 |

| | | | |
|---------------------------|-------|----------------|-------------------|
| スポーツ、展示会その他の催物の場として利用する場合 | 1日につき | 50平方メートル | 10,000円 |
| | | 50平方メートルを超える部分 | 10平方メートルにつき2,000円 |

に

改め、同表備考5を削り、同表を別表2 2 駐車場の表とし、別表2 4 その他の施設の表を別表2 5 その他の施設の表とし、別表2 3 トレーニング室及び練習場の表の次に次の1表を加える。

4 展望台

| 区 分 | | 利用料金の限度額 | |
|-----|------------------------------|----------|--|
| | | 単位 | 金額 |
| 展望台 | 展望のために入場する場合 | 1人1回につき | 520円 |
| | コンサート、展示会その他の催物の場として専用利用する場合 | 1日につき | 210,000円と消費税相当額を合算した額に入場者1人につき520円を加算した額とする。 |

備考

- 1 「1回」とは、入場から退場までをいう。
- 2 「1日」とは、午前7時から午後12時までをいう。
- 3 コン서트、展示会その他の催物の場として専用利用する場合において、午後12時を超過し、又は午前7時を繰り上げて利用することを指定管理者が認めた場合の利用料金の限度額は、210,000円と消費税相当額を合算した額に、当該超過又は繰上時間1時間までごとにつき当該額を17で除した額を2割5分増した額（1円未満は切り捨てる。）及び入場者1人につき520円をそれぞれ加算した額とする。
- 4 小学校入学前の者が展望のために入場する場合の利用料金は、無料とする。

(3) 別表3中「1,000,000円」を「2,000,000円と消費税相当額を合算した額」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表2の規定は、この条例の施行の日以後の利用承認に係る利用料金について適用し、同日前の利用承認に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表3の規定は、この条例の施行の日以後の放送等の承認に係る利用料金について適用し、同日前の放送等の承認に係る利用料金については、なお従前の例による。

(理由)

札幌ドームの有料施設等に係る利用料金の区分及び限度額を適正なものに改定するほか、一部有料施設の利用時間を変更するため、本案を提出する。